

水質保全みえ

No.58 平成 20 年 1 月

発行/(社)三重県水質保全協会 〒514-0004 津市栄町三丁目119
 総 務 部 TEL 059-226-2058 FAX 059-227-8402
 検 査 部 TEL 059-226-0010 FAX 059-226-8026
<http://www.mieken-suisituhozenkyokai.or.jp/>

目 次

- ・新年の挨拶 会長…………… 2
- ・知事年頭の挨拶…………… 3
- ・表彰の誉れ…………… 4
- ・計量証明事業所に登録される、
三重県議会 自由民主党、新政みえへ要望…… 5
- ・環境イベントへの参加…………… 6
- ・検査車両、検査員の紹介…………… 7
- ・平成19年度上半期浄化槽法定検査実施状況…… 8
- ・第21回全国浄化槽技術研究会に参加して…… 10
- ・東海北陸ブロック協議会研修会に参加して…… 11
- ・会員の異動について・お知らせ・謹賀新年…… 12



— 浄化槽の適正施工・保守点検・清掃・法定検査の推進 —



社団法人 三重県水質保全協会



新年の挨拶

社団法人 三重県水質保全協会

会長 原田 日出夫

新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、平素より当協会事業につきまして、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

平成18年6月、会長に就任して以来、無我夢中で早くも1年半経過し2度目の新春を迎えることが出来ました。会員の皆様の御協力のもと、長年の懸案事項であった協会の主幹事業である浄化槽法定検査について抜本的に検査手法を見直し、県、環境省の承諾も得られましたので、平成19年4月から新検査方式に移行致しました。11条検査にBOD分析を加え、放流水質を数値化し浄化槽管理者にとって分かりやすいものにするとともに、検査の重点化を図ることによって検査手数料の低減化を実現し、着実に成果を上げつつあります。新検査方式の導入とあわせ、今後、浄化槽台帳の整備を更に推し進めることにより問題となっている不公平感の是正に努め、更に、活発な啓発活動を展開し、法定検査100%化を目指していく所存であります。

また、昨年度から部会活動の活発化を部会長、役員の皆様をお願いしてきましたが、積極的な情報交換、意見交換がなされるようになってきたのは大変喜ばしいことと思っております。新しい年を迎え、引き続き活発に部会活動が継続されることを期待すると共に、三重県、市町、三重県環境整備事業協同組合とも密に連携し、三重県の水環境保全のため協働して浄化槽の普及啓発や維持管理の徹底について広く県民に呼びかけていきたいと考えております。

一方、公益法人として、浄化槽をとりまく水質保全に係るコンサルティング業務、水質分析業務等が既に先進的な一部の指定検査機関で行われております。経営の安定化を図ることは、公益法人の役目をはたす上で重要な要素の一つであり、その一環として平成19年7月には計量証明事業登録を行いました。協会の将来の主要な事業の一つとして育成し、事業の多角化を図ることによって一層の経営の安定化を目指していきたいと考えております。会員の皆様のご支援、ご協力の程よろしく申し上げます。

最後になりましたが、皆様の益々のご健勝とご発展を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭の御挨拶

三重県知事

野 呂 昭 彦

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

また、日頃は県行政の推進に種々のご支援、ご協力を賜りありがとうございます。

本県では、平成16年に総合計画「県民しあわせプラン」を策定し、県民の皆さんが主役となって、それぞれの思いをもとに、主体的に自らの住む地域をつくっていくことのできる「地域主権の社会」をめざしています。この社会を実現するため、平成19年度に策定した第二次戦略計画においては、「文化力」と「新しい時代の公」の考え方をもとに県政を展開していくこととしています。

この計画では重点的な取組として、県のみならず他の主体の参画を得て、多様な主体が役割を分担しながら課題に挑戦していく「みえの舞台づくりプログラム」を新たに設け、その一つに「閉鎖性海域の再生プログラム」を位置づけております。その中で、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備による陸域からの汚濁負荷の削減に向けた取組や、「伊勢湾再生行動計画」を着実に進めるため、多様な主体との連携による調査・研究や啓発活動等の取組を行うこととしています。

また、「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」、「人と自然が共にある環境の保全」、「やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造」、「自主協働による環境保全活動の促進」を基本目標とした環境基本計画に基づいて種々の環境保全施策を展開しています。

とりわけ、私たちの生活に直結する身近な問題である水環境の保全を図るうえで、生活排水対策の推進は重要な課題の一つとなっています。

生活排水処理施設の整備につきましては、「三重県生活排水処理施設整備計画」に沿って推進していますが、本県における平成18年度末の生活排水処理施設の整備率は71.5%となっており、これまでの取組の結果、順調に推移しているものの、全国平均の82.4%と比較するとまだまだ低い状況にあります。特に、山間地域や家屋の散在する地域が広く分布する本県の特性を踏まえれば、浄化槽の整備は有効な手段であると考えております。

なお、将来にわたって水質汚濁の防止と快適な生活環境の維持・向上を確保するためには、これらの施設が適正に施工、維持管理されることが重要であることは申すまでもありません。

こうした状況の中で、専門的な技術、知識を有する貴協会の役割は、浄化槽の普及促進や適正管理の推進にとってますます重要なものとなっています。

本県といたしましても、県民の皆さんや貴協会、市・町などと協働し、公共用水域の水質保全につながる浄化槽行政を推し進めることが重要であると考えておりますので、皆様方におかれましてはさらなる研鑽に努められ、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様のご健勝と益々のご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

表彰の誉れ

◎国土交通省総合政策局長表彰受賞（第21回全国浄化槽大会）

国土交通省総合政策局長表彰（株）ニッセイ 長谷 清文 氏

日 時：平成19年10月1日

場 所：東京會館 9F ローズルーム

「第21回全国浄化槽大会」の記念式典におきまして、当協会の長谷監事が国土交通省総合政策局長表彰を授与されました。誠におめでとうございます。



長谷 清文 氏

◎国土交通大臣表彰及び住宅局長表彰受賞（第19回住生活月間功労者表彰）

国土交通大臣表彰 東洋プラント(株) 松平 仁 氏

国土交通省住宅局長表彰 (有)明和設備工業 上田 元洋 氏

日 時：平成19年10月11日

場 所：アクロス福岡 4F 国際会議場

「第19回住生活月間」及び「第19回住生活月間中央イベントスーパーハウジングフェアin福岡」の合同記念式典におきまして、当協会の松平副会長が国土交通大臣表彰、上田理事が国土交通省住宅局長表彰を授与されました。誠におめでとうございます。



松平 仁 氏



上田 元洋 氏

計量証明事業所に登録される

浄化槽法定検査のBOD分析に関する計量法による精度管理の裏づけ、協会の事業多角化、経営の安定化を図るため、基盤整備の第一歩として平成19年7月13日付けで「濃度に係る計量証明の事業（水及び土壌中の物質の濃度に係る事業）」の登録を行いました。（登録番号第276号）

当面の間、会員の業務上の放流水質に係るトラブル等に対する公益法人としての公平な第三者による検証を目的とした会員へのサービス及び職員のボランティア活動支援を対象にBOD分析の依頼を無償で受け付けております。法定検査に係るBOD分析と併せて分析いたしますので、一度にあまり多くの検体には対応できかねます。BOD分析ご希望の方は、業務課分析係まで事前にお問合せ下さい。



三重県議会 自由民主党、新政みえへ要望

自由民主党へ要望

月 日：平成19年7月2日・7月19日

場 所：自由民主党三重県支部連合会・三重県議会棟

出席者：原田会長、中村副会長、宝門副会長、
松平副会長、事務局

要望の趣旨

- ◎浄化槽法第11条の法定検査受検率100%に向け、法定検査未受検者への啓発と法定検査結果「不適正」に対する行政指導の徹底を要望します。



新政みえへ要望

月 日：平成19年10月26日

場 所：三重県議会棟

出席者：原田会長、中村副会長、宝門副会長、事務局

要望の趣旨

- ◎浄化槽法第11条の法定検査受検率100%に向け、法定検査未受検者への啓発と法定検査結果「不適正」に対する行政指導の徹底を要望します。

- ◎上記施策を効果あるものとするために、県・市

町・協会等による「浄化槽情報ネットワーク」を県主導で構築して頂くとともに、調査・指導等の権限を有する「浄化槽監視員制度」を導入して頂くよう要望します。



環境イベント等への参加や自発的な出展を通じて啓発活動を行っています

★第6回香肌奥伊勢資源プラザ
リサイクルフェア
(5月27日於多気町)



★メッセふれあいまつり
(8月5日於津市メッセウイングみえ)



★浄化槽の啓発・相談コーナーの
開設 (9月13日於津サティ)



★第2回 つ・環境フェア
(10月21日於津競艇場)



★菰野町産業文化展
(11月3日於菰野中学校等)



★浄化槽の啓発・相談コーナーの
開設 (11月11日於津総合ハウジ
ングセンター)



平成19年
8月から

検査車両に
法定検査受検のシールを貼付け
啓発活動を行っています



検査員の紹介 (各地域では検査員が活躍しています。)

中南勢地区担当



谷村喜久 服部秀規 村賀誠司 前田亮太

伊勢志摩地区担当



東浩一 中馬國喜 北村幸久 中西淳一郎

平成19年度 上半期浄化槽

(H19. 4. 1 ~

県環境事務所別実施状況

検査区分	処理方式	人槽区分	桑 名	四日市	鈴 鹿	津
7 条	単 独	20 人槽以下	0	0	1	0
		21 人槽以上	0	0	0	0
	合 併	20 人槽以下	221	566	724	603
		21 人槽以上	23	65	111	94
	小 計			244	631	836
11 条	単 独	20 人槽以下	240	496	757	1,976
		21 人槽以上	120	298	198	299
	合 併	20 人槽以下	313	1,094	1,619	3,235
		21 人槽以上	104	243	296	303
	小 計			777	2,131	2,870

7条検査の総合判定結果

検査基数：4,714基

処理方式	適 正		おおむね適正		不 適 正	
	基 数	割 合	基 数	割 合	基 数	割 合
単 独	1	0.02%	0	0.0%	0	0.0%
合 併	2,887	61.2%	1,818	38.6%	8	0.2%
合 計	2,888	61.2%	1,818	38.6%	8	0.2%

11条検査の総合判定結果

検査基数：35,711基

処理方式	適 正		おおむね適正		不 適 正	
	基 数	割 合	基 数	割 合	基 数	割 合
単 独	8,336	23.3%	3,992	11.2%	3,410	9.5%
合 併	11,848	33.2%	4,055	11.4%	4,070	11.4%
合 計	20,184	56.5%	8,047	22.5%	7,480	21.0%

総合判定について

外観検査、水質検査及び書類検査の結果を総合的に評価して判定しています。

適 正……浄化槽の設置、維持管理及び使用状況等に問題が認められないとき。

不 適 正……浄化槽の設置、維持管理及び使用状況等に関して諸基準に適合していない部分があり、機能障害が認められる項目及び諸基準に適合していない項目について改善を必要とし、放置すれば放流水質の悪化、公衆衛生上著しい問題等が生じる事が明らかである場合。

おおむね適正…「適正」、「不適正」以外の場合で、浄化槽の設置、維持管理及び使用状況等に関して、機能障害が認められる項目及び諸基準に適合していない項目について、一部改善をすることが望ましいと認められる場合、または今後の経過を注意して観察する必要がある場合。

法定検査実施状況

H19. 10. 31)

松 阪	伊 勢	伊 賀	尾 鷲	熊 野	小 計	合 計
0	0	0	0	0	1	1
0	0	0	0	0	0	
641	791	332	143	204	4,225	4,713
66	56	58	11	4	488	
707	847	390	154	208	4,714	4,714
2,556	3,611	1,654	1,688	767	13,745	15,738
242	423	224	135	54	1,993	
4,247	4,296	1,598	557	1,082	18,041	19,973
259	323	313	60	31	1,932	
7,304	8,653	3,789	2,440	1,934	35,711	35,711

7 条検査で「不適正」判定となった主な指摘項目

不適正基数：8 基

指 摘 項 目	件 数	割 合
保守点検の回数	6	75.0%
生物化学的酸素要求量 (BOD)	5	62.5%
透視度	5	62.5%
流入管渠及び放流管渠の設置状況	2	25.0%
かさ上げの状況	1	12.5%
ばっ気装置の稼働状況	1	12.5%

11 条検査で「不適正」判定となった主な指摘項目

不適正基数：7,480 基

指 摘 項 目	件 数	割 合
清掃の回数	4,952	66.2%
保守点検の回数	2,617	35.0%
清掃記録の保存状況	1,965	26.3%
保守点検記録の保存状況	1,715	22.9%
消毒剤の有無	1,520	20.3%
腐敗室、分離・嫌気ろ床槽等の汚泥の堆積・スカムの生成状況	359	4.8%
生物化学的酸素要求量 (BOD)	282	3.8%
ばっ気装置の稼働状況	206	2.8%

第21回全国浄化槽技術研究集会に参加して

「第21回全国浄化槽技術研究集会」が平成19年10月10日、11日の2日間で、青森県青森市の「ホテル青森」にて開催されました。



検査員 前田亮太

私は、研究発表会（研究発表B）に参加し、「小型浄化槽の維持管理に対応した水質計測器の開発と遠隔計測への適応性」、「圧力検出による小型浄化槽異常警報装置の開発」、「管状膜を導入した小型浄化槽の処理性能とその特徴」、「人口減少が進む地域における集合処理と個別処理の選択手法」、「浄化槽市町村整備推進事業の進展を踏まえたA市し尿処理施設の現状と今後の課題」、等興味深い研究内容を聞かせていただきました。浄化槽使用者において、浄化槽に関する情報の認知度は、講習会等に参加したことがある人（水環境に興味のある人）ほど、高い傾向にありました。しかし、講習会等に参加したことがない人（水環境に興味のない人）への浄化槽に関する情報の伝達方法については、水環境保全に対する地域住民の意識の啓発も含め『今後の課題』となるように感じました。浄化槽に関する様々な情報をどのような形で発信していくのが重要視されていました。



検査員 堂山博基

私は、研究集会（研究発表A）に参加し、「電子地図を活用した浄化槽設置状況の把握について」、「電子データ化された11条検査結果による外観検査項目の集計結果について」、「浄化槽法定検査精度管理の成果と今後の課題について」、「浄化槽検査員の精度管理について（第2報）」、「法定検査の不適正判定に対する改善効果について」、「指定検査機関を活用した保守点検指導業務の成果と今後の課題について」、「閉鎖性水域を抱える鹿児島における浄化槽の役割と責務」、「分散処理システムとしての市町村設置型浄化槽の評価」等、興味深い研究内容を聞かせていただきました。各指定検査機関においても、適正な法定検査結果書の作成には、精度管理が必要であるとの認識に立ち、日々取り組んでいることが分かりました。各指定検査機関が独自で行っている職場内研修の充実とともに、職場外研修として他県と連携し、情報の共有化を図っていくことも重要であると感じました。



検査員 清水佳一郎

私は、研究発表会（研究発表C）に参加し、「合併浄化槽中のエストロゲンとアンドロゲンの挙動と合併浄化槽の処理性能評価について」、「炭化汚泥の脱臭剤利用に関する研究」、「廃食用油分解菌を利用した微生物製剤の開発」、「膜通気による余剰汚泥の原位置好氣的消化」、「公共用水域に流用する1人あたり汚濁負荷量と生活排水の環境家計簿に関する研究」等、興味深い研究内容を聞かせていただきました。単独処理浄化槽は、し尿のみを処理し、生活雑排水を処理せずに公共用水域に放流するため、合併処理浄化槽に比べ汚濁負荷が約8倍となっています。水環境の改善を図る観点からも単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する必要があると感じました。浄化槽に関する法令や研究については進んでいますが、国民の環境意識の向上や浄化槽を取り巻く社会状況は日々厳しく感じました。

